

生物多様性と化学物質管理に関する アンケート結果について

令和7年2月
環境省

ネイチャーポジティブとは

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

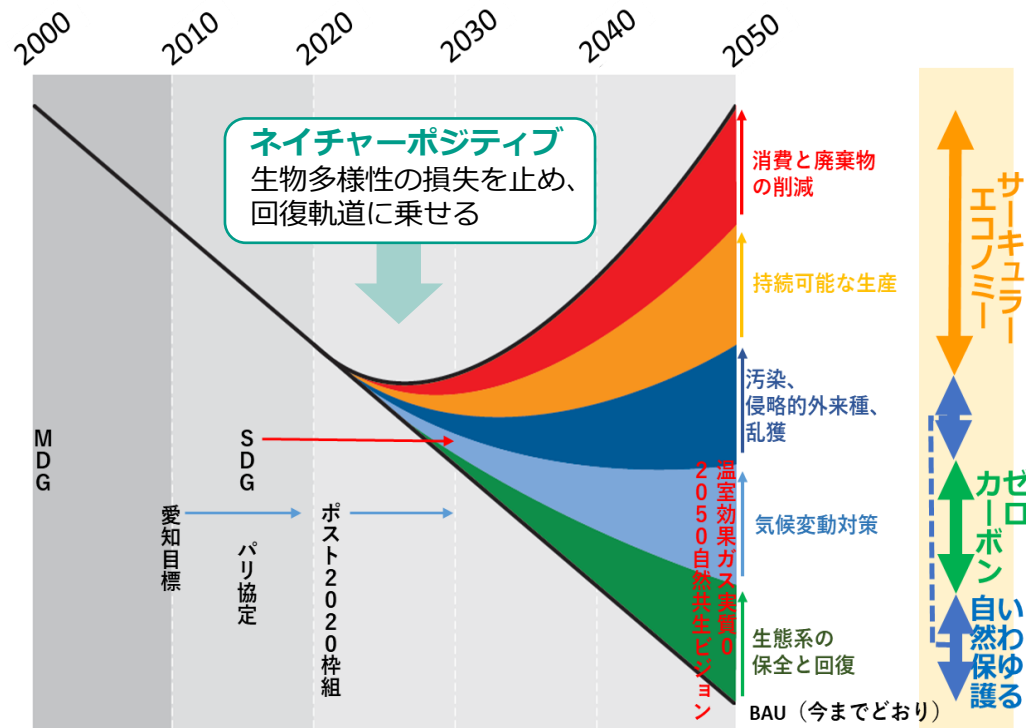
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GB05) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

昆明モントリオール生物多様性枠組と化学物質



- 2022年12月の生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組 (GBF)」では、「自然と共生する世界」というビジョンを愛知目標から引き継ぎつつ、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動を取る」という2030年ミッションに向け、**23種の2030年ターゲット**を定めている。
- ターゲット7において、2030年までに汚染リスクと悪影響を、生物多様性と生態系の機能やサービスに有害ではない水準まで削減するための方針の一つとして「**農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減する**」ことが掲げられている。

1. 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット1： 空間計画の策定と効果的管理	ターゲット2： 生態系の回復
ターゲット3： 30 by 30、保護地域・OECD	ターゲット4： 種・遺伝子の保全、野生生物共生
ターゲット5： 生物利用、採取手引き適正化	ターゲット6： 侵略的外来種対策
ターゲット7： 汚染・栄養塩類・農薬リスク半減	ターゲット8： 気候変動対策

2. 人々のニーズを満たす

ターゲット9： 野生種の持続可能な管理	ターゲット10： 農林漁業の持続可能な管理
ターゲット11： 自然の恵みの回復・維持・増大	ターゲット12： 都市の緑地親水空間の確保
ターゲット13： 公正・衡平な遺伝資源の利益配分	

3 実施と主流化のためのツールと解決策

ターゲット14： 生物多様性の主流化	ターゲット15： ビジネスの影響評価・開示
ターゲット16： 持続可能な消費	ターゲット17： バイオセーフティ
ターゲット18： 有害補助金の特定・見直し	ターゲット19： 資金の動員
ターゲット20： 能力形成、科学・技術移転、協力	ターゲット21： 情報・知識へのアクセス強化
ターゲット22： 女性、若者、先住民の参画	ターゲット23： ジェンダー平等

ターゲット7：汚染・栄養塩類・農薬リスク半減

- (a) より効率的な栄養素の循環・利用等により環境中に流出する過剰な栄養素を少なくとも半減すること、
- (b) 科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、病虫害・雑草の総合防除などにより**農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること**
- (c) プラスチック汚染を防ぎ、削減し、廃絶に向けて作業すること 等により、

累積的效果を考慮しつつ、2030年までに、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を生物多様性と生態系の機能及びサービスに有害でない水準まで削減する。

化学物質・廃棄物関連条約と生物多様性



- バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム（BRS）条約及び水俣条約の下では、化学物質・廃棄物と生物多様性のリンク及び当該条約によるGBFへの貢献の在り方についての報告書が作成されているほか、当該条約の締約国会議や国際化学物質管理会合（ICCM）においても、GBFを含む生物多様性と生態系サービスの保全への貢献に関する関連決議が採択されている。

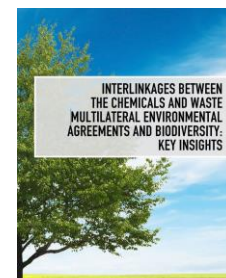
化学物質・廃棄物関連の多国間環境枠組みと生物多様性の関係

発行： 2021年 5月

作成： バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局及び水俣条約事務局

- 概要：
- 化学物質と廃棄物管理に関する規制を通じた生物多様性と生態系サービスの保全と持続可能な利用への貢献について、将来的な取組の検討及び条約間の連携に向けた基礎情報とするための報告書。
 - 水銀、POPs、農薬、有害廃棄物及びその他廃棄物（廃プラ等）は生物多様性・生態系サービスに負の影響を与えており、特に土壌への影響に言及。
 - 途上国における零細小規模金採掘での水銀利用やE-wasteのインフォーマルリサイクル等の汚染をもたらす主要なセクターの変革の重要性を指摘。

https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/2021-07/Biodiversity_Interlinkages_Key_Insights.pdf



化学物質・廃棄物関連の多国間環境枠組みの動き

(1) BRS条約

- | | |
|-------------------|--|
| 2022.6
(拡大COP) | • BRS条約の実施に当たり、GBFの目標を考慮するよう締約国に要求
• BRS条約によるGBFへの貢献の在り方の報告書作成を事務局に要請 |
| 2023.5
(拡大COP) | • GBFの採択を歓迎
• 前回COPでの決定事項を再掲 |

BRS条約の貢献の在り方に関する報告書は、2025年1月現在で未公開

(2) 水俣条約

- | | |
|--------------------|---|
| 2022.3
(COP4.2) | • 水俣条約によるGBFへの貢献の在り方報告書の作成を事務局に要請
• 貢献の在り方報告書提示 |
| 2023.11
(COP5) | • 生物多様性への水銀の影響研究、生物多様性国家戦略への水銀削減目標の反映等を締約国に奨励
• GBFターゲット7の指標として、毒性の高い化学物質と水銀の統合をCBD条約に呼びかけ |

(3) GFC

- | | |
|-------------------|---|
| 2023.9
(ICCM5) | • GBFの採択を歓迎
• GFCの実施に当たり、GBFの目標を考慮するようステークホルダーに呼びかけ
• GFCとGBFのリンク（両枠組みの連携と協力に関する出発点等を含む）に関する報告書の作成を事務局に要請 |
|-------------------|---|

GFCとGBFのリンクに関する報告書は、2025年1月現在で未公開

化学物質・廃棄物関連条約と生物多様性



- 水俣条約COP4の決議に基づき作成された「水俣条約と昆明・モントリオール生物多様性枠組の相互実施分析」報告書では、水俣条約の実施によるGBFへの貢献やコベネフィット等について、GBFのターゲットごとに整理。
- 両枠組みの相互実施の出発点となり得る水俣条約の関連規定として、水銀の環境影響評価、社会・経済・文化的影響評価、零細小規模金採掘、環境中の水銀モニタリング、汚染サイトの浄化を特定。

GBFターゲット7とのコベネを生む水銀に関する取組例

- 水俣条約の全面的な実施や、本報告書に基づくアクションはすべてターゲット7の達成に関連。
- GBFモニタリング枠組みに、高有害性化学物質に関するヘッドライン指標の下に、**水銀に関するコンポーネント指標**を含める。
- 特に主な汚染源やプロセスでの**水銀排出・放出削減戦略の実施**について報告し、大規模鉱業や石炭燃焼等に由来する**副産物水銀の回収・適正処分**を改善。
- 生態系機能・サービスへの水銀リスクや影響、生態系の劣化による水銀循環への影響に関する**研究の推進**。
- 水銀汚染リスクの予測・評価と政策立案のため、**野生生物の毒性学や水銀モニタリングの研究を推進・支援**。
- 環境中水銀の経時的把握やリスクモデリングの開発等を通じて、**水俣条約の有効性評価に貢献**。
- 水銀やその他の高有害性化学物質の**累積的影響に関するリスク評価**を実施。

※報告書にはターゲット7以外の各ターゲットの達成に貢献し得るアクションも整理。

今後の方針に関する提言

- (a) 両枠組みの実施に貢献するアクションの解説やその優先付けのための**ロードマップを策定**。
- (b) 国内の**水銀削減目標や管理措置を生物多様性国家行動計画に反映**。
- (c) 環境に流入する高有害化学物質量や、人為的排出源からの環境流入水銀量・人や生物相中の水銀レベルといった**水銀関連指標をGBFモニタリング枠組みに追加**。
- (d) 水俣条約**有効性評価指標に生物多様性への貢献に関する指標を追加**。
- (e) 地球環境ファシリティ（GEF）に基づく**生物多様性関連プロジェクト等に水銀対策を統合**。
- (f) **生物多様性関連条約間の整合性向上に関する議論に化学物質・廃棄物関連条約を加える**。水俣条約は、生物多様性関連条約連絡グループのテーマ別議論を支援。
- (g) **生物多様性と水銀のリンクを科学政策機関の活動・アセスメントに反映**。

生物多様性国家戦略2023-2030の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を
各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

基本戦略1 生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）
・生態系の規模と質の増加
・種レベルでの絶滅リスク低減
・遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）
・30by30
・自然再生
・**汚染**、外来種対策
・希少種保全
等

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決（NbS）

状態目標（3つ）
・生態系サービス向上
・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
・鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）
・自然活用地域づくり
・再生可能エネルギー導入における配慮
・鳥獣との軋轢緩和
等

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）
・ESG投融資推進
・事業活動による生物多様性への配慮
・持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）
・企業による情報開示等の促進
・技術・サービス支援
・有機農業の推進
等

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）
・価値観形成
・消費活動における配慮
・保全活動への参加

行動目標（5つ）
・環境教育の推進
・ふれあい機会の増加
・行動変容
・食品ロス半減
等

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）
・データ活用・様々な主体の連携促進
・資金ギャップの改善
・途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）
・基礎調査・モニタリング
・データ・ツールの提供
・計画策定支援
・国際協力
等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある**行動目標**ごとに、関係府省庁の**関連する施策**を掲載

生物多様性国家戦略2023-2030と化学物質に関する具体的な施策



- 昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する我が国の基本計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」では、行動目標1-3として、**汚染の削減（生物多様性への影響を減らすための排出管理、環境容量を考慮した適正な水準の確保）等に資する施策の実施**を掲げている。
- 国家戦略では化学物質や農薬等に対するリスク評価及び評価結果を踏まえて、適正利用等のリスク管理の推進・拡充等を継続・強化しつつ、更に有効な対策を講じていく必要があるとされており、化学物質管理に関する具体的な施策も整理。

化学物質に関する具体的な施策		具体的な施策の説明
1-3-1	鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止	2030年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒ゼロを目指し、2025年度からの全国的な鉛製銃弾の使用規制制度の段階的導入に向けて、鉛汚染の実態把握・影響評価を進める。
1-3-2	化学物質の環境リスク初期評価	生態系への影響の観点を含めて、化学物質の環境リスクに関する初期評価を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促すことで、化学物質による人や水生生物への影響を未然に防ぐ。
1-3-3	化学物質管理の推進	• 化審法に基づき、全ての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者の実績数量の届出を義務付け。有害性情報の提出を求めることで、生態系等への影響を考慮した安全性評価を実施。 • 高次捕食動物への有害性評価方法の検討、生体毒性を予測する定量的構造活性相関を開発・試行。
1-3-4	PRTR制度の運用・データ活用事業	化管法に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境排出量や事業所外への移動量の集計・公表等を実施。
1-3-5	化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討	「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2020-」に基づき、試験法を開発し、環境中化学物質等について試験・評価を進め、環境リスクが懸念される物質のリスク管理に繋げる。

生物多様性国家戦略2023-2030と化学物質に関する具体的な施策



- ・ 昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する我が国の基本計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」では、行動目標1-3として、**汚染の削減（生物多様性への影響を減らすための排出管理、環境容量を考慮した適正な水準の確保）等に資する施策の実施**を掲げている。
- ・ 国家戦略では化学物質や農薬等に対するリスク評価及び評価結果を踏まえて、適正利用等のリスク管理の推進・拡充等を継続・強化しつつ、更に有効な対策を講じていく必要があるとされており、化学物質管理に関する具体的な施策も整理。

化学物質に関する具体的な施策		具体的な施策の説明
1-3-6	環境中医薬品等の環境リスクの検討	環境中の医薬品等が環境中の生物に及ぼす影響について、既存知見を収集し、環境中の存在状況や生体毒性の情報を充実化し、リスク評価を進め、懸念される物質を同定。併せてそのリスク評価手法を検討。
1-3-7	災害事故時の化学物質対策	大規模災害時等の化学物質漏えい事案による被害の最小化のため、関係機関への平時からの情報共有や、災害等の緊急時における連絡体制の構築等を推進。
1-3-8	水銀による環境汚染の防止	「水銀に関する水俣条約」や「水銀等の環境の汚染の防止に関する計画」に基づき、ライフサイクル全体にわたる水銀対策を推進。
1-3-20	水生生物の保全に係る水質環境基準	環境基本法に定める環境基準のうち、水生生物の保全に係るものについて、類型指定水域において水質汚濁状況を常時監視するとともに、最新の科学的知見を踏まえ、必要な環境基準等を設定・見直し。
1-3-26	サンゴ礁生態系保全に係る(中略)化学物質等の過剰負荷への対策	「サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030」で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進。

事前アンケートの実施

第21回政策対話での円滑な意見交換実施のため、以下の観点を示しつつ、「生物多様性と化学物質管理」に関する関心事項について事前アンケートを実施

【第21回政策対話において想定される意見交換の観点】

- **現状・課題認識**

生物多様性と化学物質管理の文脈で潜在的な／顕在化している課題はあるか。

- **化学物質管理分野の貢献に向けて**

化学物質管理分野のネイチャーポジティブへの貢献に向けて（追加的に）必要な政策立案、手法開発、調査検討等はあるか。

- **両分野間のパートナーシップ**

生物多様性保全に関するステークホルダーと化学物質管理に関するステークホルダー間で連携が可能な活動・取組等はあるか（教育・啓発、市民活動、CSR活動等）。

- **先進的取組の横展開**

ネイチャーポジティブ関連の先進的な取組から化学物質管理分野が学べる点はあるか（TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等）



次ページ以降に事前アンケート結果の要約を示す

化学物質による影響

- 身近な化学物質の生態系への影響
- 絶滅危惧種の減少要因としての化学物質
- 環境中での化学物質の状況
- 化学物質がもたらす影響の対象

リスク評価・管理

- 化学物質のリスク評価・管理の重要性
- 化学物質による生態影響評価システムの高度化

研究開発・イノベーション

- 低リスク農薬の研究開発
- イノベーションを通じた生物多様性回復に貢献するグリーン・サステナブルケミストリーの推進

普及啓発・パートナーシップ

- 普及啓発の必要性
- 教育や市民活動に関する考え方
- キャンペーンの実施
- 取組に関する国内外への発信

好事例の共有

- 2027横浜国際園芸博覧会
- 取組事例の収集、分析、横展開

ESG・経済メカニズム

- 「ネーチャーポジティブ経済の実現」に係る競争力のある経済の実現
- TNFD
- 自然資本リスク管理に進む可能性
- 化学物質管理において経済的インセンティブを働かせるにはどうすべきか

その他

- PRTR制度の運用・データ活用によるネイチャーポジティブへの貢献
- 災害事故時の化学物質対策
- 化学物質管理の主流化を図るにはどのようなアプローチが必要か
- 予防的取り組みに関する考え方
- みどりの食料システム戦略との連携

以下の点にもご留意いただきつつ、御討議のほどをお願いします。

提示いただいている「観点」について

- 様々な主体の方々が**共通認識**を持てるように、補足説明があればお願いします

課題の解決に向けた「取組」について

- 課題の解決に向けて**自らが行っている/行おうとしている取組**があればご紹介ください
- その中でも、特に、**異なる主体間と連携して行うとより効果的になると**思われる取組があればご提案ください